

東京情報大学と放送大学との間における
単位互換に関する協定書についての覚書

千葉県私立大学（短期大学を含む）及び放送大学間の単位互換に関する協定書第10条の規定に基づき、東京情報大学と放送大学との間における単位互換の実施に関し、下記の内容が合意に達したので、ここに覚書を取り交わす。

記

- 1 受入れ学生数
放送大学が受け入れる学生は、120人程度とする。
- 2 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数
 - (1) 履修できる授業科目の範囲
東京情報大学学生が履修できる授業科目は、放送大学で開講するすべての放送及び印刷教材による授業科目のうち東京情報大学において認めたものとする。
 - (2) 修得できる単位数
東京情報大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、30単位以内とする。
- 3 出願の手續及び受入れ予定学生の決定
出願の手續及び受入れ予定学生の決定については、次に掲げる要領により取り扱う。
 - (1) 放送大学に特別聴講学生として出願を希望する者は、定められた期日までに出願票及び所定の書類を東京情報大学長を経て放送大学長に提出するものとする。
 - (2) 放送大学長は、前号により希望した者のうちから選考し、受入れ予定学生を決定する。
 - (3) 放送大学長は、前号で決定した学生の氏名を東京情報大学長に通知する。
- 4 受入れの許可
 - (1) 前項第2号により受入れ予定学生と決定した者は、放送大学学則に定める手續を行う。
 - (2) 放送大学長は、前号の手續を完了した者に対し特別聴講学生としての受入れを許可する。
 - (3) 放送大学長は、前号で許可した学生の氏名を東京情報大学長に通知する。
- 5 通信指導の再提出及び再試験
放送大学長は、特別聴講学生が放送大学において履修する授業科目の通信指導の再提出及び再試験の受験を、各1回認める。
- 6 成績評価及び単位授与の方法
特別聴講学生が放送大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、放送大学学則に定めるところによる。
- 7 授業料
放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とする。
- 8 単位認定試験の実施方法
東京情報大学を会場として単位認定試験を実施するに際しては、「放送大学単位認定試験実施要領」に則って行うこととする。
- 9 放送大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。
- 10 本覚書は、どちらか一方の大学の申出により、協議の上、改定することができる。

平成11年1月19日

東京情報大学長 小 田 稔
放送大学長 吉 川 弘 之